

財務省告示第三百四十二号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第五項に規定す  
 る中途換金に係る個人向け国債を買入消却したの  
 で、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年七月二十八日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合計	国債の名称	記号	総額面金額の	総買入価額の
	個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）	第三回	総額	総額
	”	第五回	四億五千六百 四十九万六千 四百五十九円	四億五千四百 七十九万四千 三百六十九円
十五億千 百	十億六千 四		四十九万六 千四百五十九 円	四十九万七千 六百三十九円